

# 令和3年度 サポートみらい 事業計画書

## 1 はじめに

サポートみらいは、平成24年に施行された改正自立支援法による相談支援体制の充実に伴い、平成25年に特定相談支援事業所として開設し7年が経過した。当事業所の役割は、相談者のニーズに対応したサービス等利用計画の作成のみに留まらず、利用したいサービスの事業所紹介、モニタリングによる計画の評価やサービス支給量の妥当性の確認、個別支援計画とサービス等利用計画との整合性の確認など多岐にわたっている。そのような中、平成30年度以降サービス等利用計画の充実を重要課題として取り組んできたが、人員の不足もあり、なかなか成果が上がらない状況が続いている。令和2年度末に専任の相談支援専門員を配置できたこともあり、3年度はこの点の改善を中心に取り組んでいきたい。また、年々増加傾向にあった相談者は、令和元年度の260名をピークに減少傾向にある。就職による福祉サービスの終了や、相談者の高齢化に伴うケアプランへの移行などが要因として挙げられるが、事業の安定化を図るためには、相談者数の増加のため新規の福祉サービス利用相談に対応していくことが必要である。

令和3年度も新型コロナウイルスの影響により、相談者や事業所の訪問に制約を受けるほか、連絡会議等の中止が予想される。本人把握や関係機関との情報共有が困難な状況は続くと思われるが、オンライン等を使用し、可能な限り情報収集に努めていきたい。

## 2 事業概要

- 1) 施設名 サポートみらい
- 2) 事業種別 特定相談支援事業
- 3) 所在地 小平市大沼町2-1-3
- 4) 運営主体 社会福祉法人 未来
- 5) 契約相談者数 252名(令和3年4月1日現在)
- 6) 法人認可年月日 平成14年12月11日
- 7) 事業開始年月日 平成25年4月1日
- 8) 職員 管理者 兼 相談支援専門員1名  
相談支援専門員 4名

## 3 基本理念

一人ひとりの自己実現  
互いの尊厳の尊重と信頼関係の構築  
安心と希望のもてる生活

## 4 基本方針

利用者の意向を踏まえ、それぞれの地域で日常生活、社会生活を実現できるように、関係区市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関等との連携を図り総合的なサービスの提供に努める。

## 5 実施事業(活動内容)

計画相談支援

- 1) 相談
  - (1) 生活全般に関する相談
  - (2) サービスの利用意向(現在のサービス)
  - (3) 解決すべき課題の整理
- 2) サービス担当者会議の開催
  - (1) 複数サービスに共通の支援目標
  - (2) 役割分担
  - (3) ネットワーク強化
- 3) サービス等利用計画の作成
  - (1) 生活に対する意向
  - (2) 総合的な支援の方針
  - (3) サービスの目的

#### 4) モニタリング

- (1) 本人の意向
- (2) 計画の達成
- (3) サービスの種類、内容、支給量

#### 6 相談日および相談時間

- 1) 相談日 月曜日から金曜日（祝日および12月29日から1月3日は除く）
- 2) 相談時間 10時から17時

#### 7 重点課題・目標

##### 1) 活動

##### (1) サービス等利用計画およびモニタリングの充実

##### ①相談者との定期的な面談の実施

定期的なモニタリングを通して、相談者と面談を行い、意向や生活環境等に変化がないか確認を行う。変化が生じた場合は、それに応じた計画書の変更など適時対応する。また、定期的に作成する目的などを職員間で共有しながら、計画やモニタリングが形骸化しないよう書面の確認の徹底を図る。

##### ②関係者会議の実施

相談者のニーズに応じていくため、相談者、家族、関係機関等による会議を開催し、支援方針の共有やネットワークによる重層的な支援、また必要な資源の開発、開拓を行う。緊急ケースや法人内部に比べて情報収集がしにくい法人外事業所相談者を優先的に実施する。

##### (2) 計画作成のスケジュール管理の維持

障害福祉サービスの円滑な利用の為、計画作成、モニタリングなどのスケジュール管理を徹底し、以下の目標を達成する。

- ・サービス等利用計画作成件数 210件（令和2年度見込210件）
- ・モニタリング実施件数 400件（令和2年度見込400件）

##### 2) 人材育成

##### (1) 計画作成スケジュールの正確性の維持

計画作成、モニタリング時期の管理を徹底し、滞りなく効率的に行えるようにする。

##### (2) 課題解決策等の提案力の向上

法制度や地域の社会資源に関する知識を向上させ、課題解決に活用できる力をつける。

##### (3) 関係機関との連携強化

ケースを通じて、日常的に密に連絡を取り、連携した支援が行えるように関係性を強化する。

##### 3) 経営管理

##### (1) 計画相談作成給付費の増収

計画相談作成給付費の増収のため、新規相談者の確保を行う。定期的に行政と連絡を取り合い新たに福祉サービス利用予定者がいるかなど情報交換、共有を図っていく。

- ・目標数 280名（令和2年3月現在 248名）

##### (2) 節電等による経費削減

##### (3) 整理整頓、在庫管理の徹底により計画的な備品等の購入。

#### 8 健康管理

##### 1) 新型コロナウイルス感染症等の感染症対策を徹底する。

#### 9 防災計画

建物防災責任者の指揮のもとに、非常災害訓練を年2回実施する。

総指揮 管理者

連絡担当 相談支援専門員

救助担当 相談支援専門員

#### 10 資金計画

通常の運営経費は、運営費でまかなう。